

令和3年度予算編成について【基本方針】

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現下の経済財政状況は、時代の大きな転換点であるとし、国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現を目指す必要があるとしている。令和3年度予算においては、「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」を定め、これまでの歳出改革の取組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化している。

わが町においても、終息の見えない新型コロナウイルス感染症への対策が、引き続き必要であり、今後数年間は公債費の高止まりが見込まれていることから、弾力性のある財政運営を行うためにも、一般財源の確保が最大の課題となっている。このことから、全課をあげて事業見直しを実施しながら、大胆な発想で経常経費の削減に努め、基金残高を維持していく必要がある。行財政運営の全分野において、必要な事業は着実に取組みながら、持続可能なまちづくりを行うためにも、早期の財政健全化を確実なものとしなければならない。

すべての町民と訪れる人が、将来にわたり「住んで良し、訪ねて良し」と思える町づくりが理想である。そのために、町づくりの主役である町民との対話を通し、その声を的確に捉え、各課が連携して金山町らしい特色ある施策を展開していくことが必要である。町民が将来の金山町に希望を持って、より良い未来が実現されるように、全職員が、町民の求めているニーズを把握し、想像力を働かせ、長期的な思考と自由な発想でメリハリのある予算編成にあたられたい。

予算編成の基本的な考え方（ベースとなる町の政策目標）

1. 少子高齢化、人口減少及び健康長寿対策の推進

未就園幼児等の子育て支援の充実、健康意識の醸成と軽運動等の日常化による健康長寿の推進、中高齢者の小グループ活動の充実による生きがいづくり等

2. 町財政の早期の健全化

事務事業の見直しとその実践、診療所の適切な運営、グリーンバレー神室一帯の魅力アップの追求と検証等

3. 防災・減災対策

地域防災組織の機能強化、防災訓練等の充実、冬期生活の快適さの確保等

4. 未来につながる産業（農林業・商工業）の振興

大規模圃場整備事業の推進、農林業における儲かる仕組みづくりと担い手育成強化、商工事業者の持続的発展の支援等

5. 美しい景観の保持

現代的課題を考慮した街並み景観100年運動の継続・発展等

6. 多様な人材の活用と育成

小学校の統合に向けた円滑な準備と実施、一人一人が活躍できるまちづくり等

第1 総括的事項

1. 重点テーマ

新型コロナウイルス感染症対策は、当面の優先課題であるとする。感染リスクと地域経済の実態把握に努め、新しい生活様式に即した町民の暮らしを支える行政サービスの提供を意識すること。また、デジタル化の積極的な推進や防災・減災対策、学校統合を見据えた教育環境の充実など、時代の変化や人口、財政規模に対応した行財政運営を実践できる予算要求とすること。

なお当初予算は、「年間予算」を原則として編成すること。

2. 対話を重視した町民目線のまちづくりの推進

町民目線のまちづくりを進めるため、誠実な姿勢で町民と対話することを徹底し、その要求度や期待度を的確に捉え、住民ニーズを反映した予算要求とすること。また、多様な人材と町職員が一体となって取組む環境づくりを検討する。

3. 職員の自由な発想の促進

ポジティブな発想と前向きな視点による職員の自由な発想を全ての事業の基にし、町の活性化を図る。また担当業務の枠を超えた提案や、これまでの枠にとらわれない、積極的な予算要求をすること。

4. 事務事業の見直し・改善の徹底

以下の点に留意し、事業見直しの内容を反映させた予算要求とする。

①成果と必要性の検証

事業目的と成果を具体的に示し、緊急度、優先度の高い施策を厳選すること。

②計画的な事業計画

財政計画を始めとする各種計画との整合性を図ること。特に投資的事業については、財政計画に盛り込まれていないものは原則として認めないものとする。

③関係課等の連携の徹底

管理職を先頭に関係団体等と十分な連携を図り、事務事業のスリム化及び類似事業の重複防止に努めること。

④新型コロナの対応及びポストコロナを見据えた事業実施

今後も新型コロナの終息が見えない中で、ポストコロナを見据え、中止や見送りを視野に入れた事業の在り方を検討すること。

5. 積極的な歳入の確保

税、公共料金の未納対策の促進、国・県等関連補助金の活用、ふるさと納税等寄附金収入の確保、基金、特別会計資金の有効活用に努めること。特に各使用料については、改定を前提に適正な価格による歳入確保策を検討すること。

6. 国・県の補正予算等を踏まえた事業計画

今後、国の補正予算が編成されることなどから、多方面の動きに注視し、事業の前倒しを含めた弾力的な対応を行うこと。

第2 歳入に関する事項

1. 町税、各種料金収入の積極的確保

経済情勢や税制改正の動向を充分見極め、課税客の実態把握に努めることで、年間収入額を適正に見積ること。また、滞納額の解消と徴収率向上対策については、公金担当課の連絡・協力により一層の強化を図ること。

2. 国・県支出金の活用

国・県の制度改正等を注視し、事業量、補助率等を的確に把握し、年度途中で補正要因が生ずることのないように算定すること。

3. 受益者負担の適正化

分担金、負担金については、事業の性質、受益の限度を総合的に勘案し、適正な額を計上すること。

4. 使用料及び手数料の見直し

国・県の単価や料率改定に準じて改正し、町独自のものは、社会情勢に応じた料金見直しを常に念頭に置き、受益と負担の原則に則り、理解と共感が得られる水準に達するよう全て改定を検討すること。

5. 財産の処分

土地建物や廃道敷等未利用財産の処分を積極的に検討し、売却処分が可能なもの

は極力整理（行政財産から普通財産への変更を含む）すること。

6. 町債の抑制

町債については、将来負担軽減のため引き続き抑制する方針であることから、今後は、交付税措置の有利な起債を主とした発行とし、町債を財源として見込む場合は、要求前に総合政策課と協議すること。

第3 歳出に関する事項

1. 人件費

新年度4月1日現在を基礎として積算する。時間外手当を含め、管理職を中心に業務内容・配分、組織全体としての効率化について十分に精査すること。

2. 物件費等（需用費、役務費、委託料等）

事業見直しの内容を受けて、需用費・役務費・委託料は一律2割カットの予算要求とする。民間委託業務について、行政サービスの向上やコストカット等の効果が得られるものは、積極的に推進すること。また、施設利用の実績や見通しを基に、施設の費用対効果などを事前に充分検討すること（共通経費の単価は別途通知）。

3. 補助費

すべての補助金等について、目的、効果及び補助率等を見直し、統合や廃止を含め検討すること。また、町単独の補助金（団体に対するものは10万円以上に限る）は、事業見直しの内容により一律2割カットの予算要求とし、事前に団体との調整を図ること。

4. 投資的経費（大規模な工事等）、維持補修費（除雪、小規模な施設修繕）

投資的経費は、原則として財政計画に盛り込まれていないものは認めないこととする。維持補修費は、現状について具体的に把握し、計画的な対応とすること。また、これから建設予定の全ての施設を含め、維持管理費の長期見通しを立てる必要があるため、年間に要する経費の見通しを必ず把握し、十分な検討を行うこと。

5. 繰出金

繰出金については、公営企業等に対する繰出基準や国の制度に基づくもの以外は原則認めないものであること。赤字補てんとなる繰出金については、具体的な改善策を検討すること。

第4 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計の予算編成にあたっては、特別会計の本旨に沿うとともに、料金等について、一般会計と同様に受益者負担の原則により適正な料金、分担金の設定及び未収金の徴収強化を行い収入の確保に努め、安易に一般会計からの財政支援に依存することがないように積極的な経営基盤の確立を図ること。